特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター

< 第二次 > 会員借入に関する規定

特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター(以下、「CSセンター」といいます。)と <第二次>会員借入を行う場合は、CS支援センターの活動に賛同し、下記条項の他定款等についても確認し、同意したものとして取り扱います。

(目 的)

第1条 この規定は、CS支援センターが、脱化学物質コミュニティーとして建設した「あいあい姫之湯」の運営、管理及び「あいあい姫之湯」の入居者をはじめとする、化学物質過敏症発症者の自立を支援することを目的に、その事業活動にかかる資金を、会員から借り入れるための条件等を定めるものです。

(借入金額)

第2条 借入金の金額は、1口10万円とし、1口以上30口以内とします。

(借入期間)

- 第3条 借入期間は5年間を満期とし、借入金は満期後返済します。ただし、継続した借入(再借入)も妨げないものとします。
 - 2 借入日と返済日の扱いに関しましては、次のとおりとします。
 - 1)借入日 借入手続きつをした日の翌月の1日を借入日とします。
 - 2)返済日 借入日から満5年後(満期)の翌月末日までに返済を行い、返済手続きっが 終了した日を返済日とします。

(借入利息)

- 第4条 借入にかかる利息(以下、「約定利率」といいます。)は、年率 1.0%の利息を単利で 支払うこととします。ただし、利息の支払いは満期時とします。
 - 2 満期の前に返済(以下、「満期前返済」といいます。)を希望し、CS支援センターが その返済を認めた場合には、約定利率×50%の利率として計算します。
 - 3 会員借入を継続した場合の借入にかかる利息は、満期時に当法人が定めた利率とします。

(返 済)

第5条 借入金の返済は、原則として借入証と引き替えに現金、現金書留、または金融機関への 振込にて返済します。なお、満期前の返済についても、同様とします。

(その他)

- 第6条 この規約に定めのない事由が生じたときには、CS支援センター理事会で協議決定し、 総会で報告するとともに、インターネットホームページへの掲示等により告知します。
- 第7条 この規約は2007年3月1日より施行し、5年ごとに見直すものとします。
- *1)「借入手続き」とは、文書による<第二次>会員借入の申込み及び確認、借入金の入金(振込等)をいいます。
- *2)「返済手続き」とは、文書による返済にかかる手続き及び借入金の返金(振込等)をいいます。